

茨木市立小中学校COCOLOサポーター配置要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）にCOCOLOサポーターを配置することに関し、茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年茨木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(配置校の決定)

第2 COCOLOサポーターの配置は、校長が提出するCOCOLOサポーター配置に係る計画書（様式第1号）及び当該学校の実態を分析、検討し、予算の範囲内で茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

(資格)

第3 COCOLOサポーターは、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教員免許を有する者

(2) 前1号に準ずると教育長が認めた者

(業務内容)

第4 業務内容は次のとおりとする。

(1) 校内教育支援ルーム等の別室に通う児童・生徒への学習や相談支援。

(2) 校内教育支援ルーム等の別室の環境整備。

(3) 不登校児童・生徒及び様々な悩みを持つ児童・生徒に対する学習や相談支援。

(4) 児童・生徒への登校支援や家庭訪問等の対応。

(5) 支援の必要な児童・生徒への個別の学習、相談支援。

(6) 担任、管理職等との連携。

(7) 市教育委員会が開催する研修会、連絡会等への出席。

(8) その他、茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める事項に関すること。

2 業務の詳細は、COCOLOサポーターと配置校の校長が協議の上、決定する。

(サービス)

第5 COCOLOサポーターは、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 COCOLOサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 COCOLOサポーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 COCOLOサポーターは、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に

定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び校長の指示に従わなければならない。

5 COCLOL0サポーターは、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、COCLOL0サポーターの配置に関する必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。